

2024年7月2日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

当社は、2024年5月21日付でフリーファイナンスラボ株式会社との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フリーファイナンスラボ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行いました。本件合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
2024年7月1日
2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 本件合併の差止請求
フリーファイナンスラボ株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の買取請求
フリーファイナンスラボ株式会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
フリーファイナンスラボ株式会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 債権者の異議
フリーファイナンスラボ株式会社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに同社定款の定めに従い、債権者に対し、2024年5月29日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。フリーファイナンスラボ株式会社に対し異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
 - (1) 本件合併の差止請求
会社法第796条の2の規定による吸収合併の差止請求を行った株主はいませんでした。
 - (2) 反対株主の買取請求
当社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、株主に対し、2024年5月29日付で通知に代わる公告を行いました。
 - (3) 債権者の異議
当社は、会社法第799条第2項及び第3項並びに当社定款の定めに従い、債権者に対し、2024年5月29日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いました。

したが、異議申述期限までに当社に対し異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、効力発生日をもって、フリーファイナンスラボ株式会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条に定める吸収合併による変更の登記をした日
2024 年 7 月 15 日（予定）
7. その他吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

2024年5月29日

吸収合併に係る事前開示書類

東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリーファイナンスラボ株式会社
代表取締役 小村充広

当社は、2024年7月1日を効力発生日として、フリー株式会社（以下、フリーといいます）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます）を行うことといたしました。つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約等の内容その他法務省令に定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項第1号）
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
吸収合併存続会社と当社は完全親子会社関係にあることから、本件合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付を行いません。
3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
該当事項はありません。
4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
該当事項はありません。
5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
【吸収合併存続会社】
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等
吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。
 - (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。**【吸収合併消滅会社】**
 - (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

吸収合併存続会社の2023年6月30日現在の貸借対照表における資産の額は41,428,118千円、負債の額は15,342,919千円で、資産の額が負債の額を上回っています。また、本件合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後も吸収合併存続会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。さらに、本件合併後の吸収合併存続会社の収益状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ、認識されていません。

以上より、当社は、本件合併の効力発生日以降における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収合併契約書

フリー株式会社（以下「甲」という。）とフリーファイナンスラボ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）を行う。

（合併をする会社の商号及び住所）

第 2 条 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

商号：フリー株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号

(2) 吸収合併消滅会社

商号：フリーファイナンスラボ株式会社

住所：東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号

（効力発生日）

第 3 条 本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 7 月 1 日とする。但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し、合意の上、これを変更することができる。

（合併対価）

第 4 条 甲は、乙の株式のすべてを保有しているため、本合併に際して、株式の発行・割当て、金銭等の対価の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額）

第 5 条 甲の資本金及び準備金の額は、本合併により変動しない。

（合併承認決議）

第 6 条 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ることなく本合併を行う。

（権利義務の承継）

第 7 条 乙は、効力発生日前日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理）

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、

負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙間で協議し、合意の上、これを実行する。

(合併条件の変更及び契約の解除)

第9条 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙間で協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第10条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙間で協議し、合意の上、これを定める。

以上、本契約成立の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。なお、本契約書を電磁的に作成した場合には、甲乙双方にて記名押印に代わる電磁的处理を施したうえ、各自電磁的記録を保管する。

2024年5月21日

甲：東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリー株式会社
代表取締役 CEO 佐々木 大輔

乙：東京都品川区大崎一丁目2番2号
フリーファイナンスラボ株式会社
代表取締役社長 小村 充広